

## 札幌市一時保育事業（一般型保育所タイプ）実施事務取扱要領

（平成11年3月30日児童家庭部長決裁）

一部改正 平成16年4月1日

一部改正 平成18年9月29日

一部改正 平成24年3月30日

一部改正 平成27年3月31日

（目的）

第1条 この要領は、一時保育事業（一般型保育所タイプ）（以下「事業」という。）の実施に係る事務の適正かつ円滑な執行を図るため、札幌市一時保育事業（一般型保育所タイプ）実施要綱（平成18年9月29日子ども未来局長決裁）（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、必要な事項を定める。

（対象児童）

第2条 要綱第3条に定める対象児童の要件に該当するかどうかの判断にあたっては、次の各号に定めるそれぞれの事項に留意し行うものとする。

(1) 同条第1号に定める非定型的保育児童

ア 保護者の労働は、種別を問わないこと。また、保護者の労働時間は1日何時間でもよいこと。

イ 保護者の就学は、高校、大学、大学院及び就労目的のものでかつ社会通念上就労目的と考え得るものであれば、各種学校や専門学校でも差し支えないこと。なお、カルチャー・スクール等の趣味的な範囲のものについては、同条第3号に定める私的理由による保育児童とすること。

(2) 同条第2号に定める緊急保育児童

ア 保護者の傷病は、通院、入院を問わないこと。

イ 保護者の看護・介護は、原則として、親族の介護・看護や通院等の介助に限ること。

ウ 保護者のボランティア等の社会的活動（ボランティア研修会も含む。）についても、社会的にやむを得ない事由に含むものであること。

エ 妊娠中であって、母親の体調が思わしくなく、上の子を家庭で保育することができない場合については、傷病に準じるものとして対象とすること。

(3) 同条第3号に定める私的理由による保育児童

保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を軽減するために保育を必要とする児童であるか否かについては、個々の保護者により負担軽減となる条件が異なるため個々の事例により判断すること。

(対象児童の年齢)

第3条 対象児童は、要綱第3条に定める就学前児童であるが、対象児童の開始年齢については、実施保育所の判断により設定することができるものとする。なお、この場合において、地域の需要動向を十分勘案し設定するよう留意すること。また、実施の年齢は、入所当日の年齢により判断するものとする。

(利用時間帯)

第4条 利用時間帯は、職員体制や通常の入所児童の処遇などを勘案し、実施保育所の判断により設定することができる。なお、個々の利用児童の保護者の状況等により弾力的に実施するものとする。

(入所手続き)

第5条 実施保育所において、保護者から利用の申込みがあったときは、次の各号に定める事項について留意し、適切な入所事務手続きを行うものであること。

- (1) 実施保育所の施設長又は担当職員（以下「施設長等」という。）は、保護者から申込理由を聴取し、要綱第3条に規定する対象児童に該当する場合に、利用の申込みに関する書類（児童の健康状況等に関する書類も含む）を提出させるものとする。
  - (2) 施設長等は、利用申込者に健康保険証等を提示させ、対象児童等の住所、氏名、年齢を確認するとともに、緊急時に対応するため、当該健康保険証等を複写し、その写しを利用の申込みに関する書類に添付するものとする。
  - (3) 施設長等は、申込者から母子手帳の健康診査の結果等により、対象児童の健康状態を聴取するものとする。
  - (4) 利用児童が障がいの有する場合にあっては、挙証書類を提出させ、その写しを利用の申込みに関する書類に添付すること。利用者が挙証書類を所有していない場合にあっては、児童福祉総合センター所長等から証明書の交付を受けるよう保護者に依頼しその写しを利用の申込みに関する書類に添付すること。なお、証明書交付の依頼にあたっては保護者に対し十分な説明を行い、同意をとること。
- 2 要綱第3条第1号に定める「非定型的保育児童」であることの確認にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 保護者が被雇用者の場合にあつては在職を証明する書類、又は自営業の場合にあつては事業の稼働に関する申告書を提出させ、利用の申込みに関する書類に添付すること。
  - (2) 保護者が就学中等の場合にあつては、在学を証明する書類を提出させ、利用の申込みに関する書類に添付すること。
  - (3) 第2条第1号アに定める保護者が看護・介護等のため、保育を必要とする児童の場合にあつては、診断書や障害者手帳の写し等その事由の証明となる書類を提出させ、利用の申込みに関する書類に添付すること。
- 3 要綱第3条第2号に定める「緊急保育児童」であることの確認にあつては、次の事項に留意するものとする。
- (1) 保育に欠ける挙証書類は、原則として取らず、申立てによること。
  - (2) 保育に欠ける事由については、詳細に聴取し、例えば通院、入院の場合は、病院名、所在地、電話番号等詳細を申込みに関する書類等に記載させること。
  - (3) 外出などで緊急連絡が困難になる保護者については、保育時間の途中で電話連絡をさせる等連絡体制を整えること。
  - (4) 事業の申込み後、やむを得ない理由で、期間が延びる場合は、原則として申込み期間が経過した後に、再度申し込みを受け付けること（入院中などの場合は除く）。
- 4 要綱第3条第3号に定める「私的理由による保育児童」であることの確認にあつては、次の事項に留意するものとする。
- (1) 保護者の育児に伴う心理的・身体的負担を軽減するため保育を必要とすることについての挙証書類は必要とせず、申立てによること。
  - (2) 連絡先以外へ外出する場合については、緊急の場合に連絡が取れるように、外出先等の連絡先を確認すること。また、緊急連絡が困難になる保護者については、保育時間の途中で電話連絡をさせる等連絡体制を整えること。
- (利用料)
- 第6条 要綱第8条に定める利用料の徴収にあつては、次の事項に留意し行うものとする。
- (1) 年齢の基準日は、入所当日とし、以降毎月1日を基準日とする。例えば、当月1日に3歳になる児童はその月から利用料が3歳以上児の利用料を、月途中で3歳になる児童は翌月分から利用料が3歳以上児利用料を徴収すること。

(2) 利用料の徴収時期については、実施保育所の判断により行うものであること。

(利用料の減免)

第7条 要綱第9条に定める利用料の減免の対象となる児童の入所手続きについては、次の事項に留意し行うものとする。

(1) 生活保護法による被保護世帯（以下「生活保護受給世帯」という。）に属する児童については、区保健福祉部長が被保護者に対し通知する保護決定通知書又は生活保護受給証明書により、保護者の住所、氏名を確認するとともに、その写しを利用の申込みに関する書類に添付すること。

(2) 市民税非課税世帯に属する児童については、保護者から市民税非課税であることが確認できる市町村発行の証明書を提出させ、利用の申込みに関する書類に添付すること。

1月から6月の利用については前年度（前々年分）の証明書を、7月から12月の利用については当該年度（前年分）証明書を添付すること。

2 利用料を減免する生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯に属する児童の場合において、保護者が前項に定める挙証書類を提出しないときは、利用料の減免を取り消すことができるものとする。

3 利用料の減免となる生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯に属する児童で、申し出により給食を提供した場合は、その経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。なお、この場合、要綱第8条第2項に定める表「児童1人当たりの標準利用料」の備考欄の金額を超えない範囲内で徴収するよう十分留意するものとする。

(利用状況の報告)

第8条 要綱第10条に定める補助金の交付を受け実施する保育所にあつては、毎月の利用児童状況について、翌月10日までに子育て支援新制度担当部長へ報告するものとする。

附 則

1 この要領は、平成11年4月1日から施行する。

2 「札幌市一時的保育事業事務取扱要領」（平成9年3月31日児童家庭部長決裁）は、この要領の施行に伴い廃止する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に改正前の要領の規定によってなされた行為は、この要領の相当規定によってなされた行為とみなす。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。